

音別地域特産品開発支援事業補助金について



音別地域の特産品の魅力・認知度及び商品の付加価値向上を図るため、特産品事業者等が行う取組に対し補助します。

申請募集期間 令和6年5月1日（水）～令和6年5月31日（金）

補助対象者 釧路市内に事務所又は事業所等を有する個人、法人又は団体

補助対象事業等

- ・ 特産品を新たに開発し商品化する事業
- ・ 既存の特産品を改良する事業
- ・ 音別地域の特産品の魅力、認知度及び商品の付加価値向上を図る事業

※「特産品」とは音別地域で生産する原材料を加工した商品又は音別地域で製造、加工する商品で音別地域を広く発信できる商品です。
※補助金の交付は、同一事業者につき1年度に1回が限度です。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）
※千円未満の端数は切り捨て
※申請多数の場合は、事業内容を審査のうえ、補助金事業の予算額を越えない範囲で各申請者の補助金額を決定します。

補助対象経費

原材料費、技術コンサルタント料、デザイン料、加工費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、施設使用にかかる費用、ホームページ開設又は改修費、品質保証表示等を得るための費用、成分分析費、食品営業許可費用、食品表示にかかる費用、機械装置の購入又はレンタル料、講師・専門家にかかる費用、研修会参加費用、展示会出店にかかる費用、旅費 等

申請

下記の書類を音別町行政センター地域振興課へ提出。

- ・ 音別地域特産品開発支援事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ その他関係書類

補助金の流れ

補助金の申請 ▷ 審査結果通知 ▷ 事業実施 ▷ 実績報告
▷ 補助金額確定 ▷ 補助金の交付

詳細については、音別町行政センター地域振興課（電話 01547-6-2231）にお問合せください。